

豊明市多世代同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助事業のお知らせ

豊明市では、高齢者への目配りや子育てがしやすい環境づくりを図るため、親世帯と子世帯等の同居や近居をするために新たに住宅を新築又は購入する方に対して固定資産税相当額の一部を補助する制度を実施しています。

■概要

1 補助対象者

- ①親世帯や祖父母世帯または子世帯や孫世帯と同居または近居をするために、市内に新たに住宅を取得した方
- ②令和4年1月2日以降から令和6年1月1日までに市内で新たに住宅を取得し、取得した住宅が令和5年度または令和6年度から新たに固定資産税の賦課を受ける対象となった方で、かつ補助期間内は市内に定住される方
- ③分家の要件等で都市計画法による許可を受けて建築された住宅は対象外

2 補助額

家屋の固定資産税相当額で、7万円を限度とする

3 補助期間

補助対象期間内で新たに取得した住宅に対し、固定資産税が課税される年度から3年間
※ただし、申請は毎年度必要です

(例)

住宅の取得時期	補助期間
①令和4年1月～令和4年12月	令和5・令和6・令和7年度
②令和5年1月～令和6年1月1日	令和6・令和7・令和8年度

※令和8年度をもって補助事業終了となります。

4 申請期限

各年度の4月1日から12月20日まで

5 提出書類

- ①豊明市多世代同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助金交付申請書
- ②申請者世帯及び同居又は近居世帯全員の住民票（各1部ずつ、発行から3ヶ月以内）
- ③申請者世帯及び同居又は近居世帯の親族関係を証明する戸籍謄本（各1部ずつ、発行から3ヶ月以内）
※ 2回目以降の申請の場合、戸籍謄本は添付不要
- ④同意書及び市外からの転入の場合は、前住所地での市町村税の完納を証明する書類
※ 2年度目以降の申請時も、同意書の提出は必要（前住所地の完納証明は不要）
- ⑤固定資産税の納税通知書（土地・家屋課税明細書の頁を含む）又は固定資産税（家屋）課税証明書（新築又は取得した家屋部分の記載のあるもの）
- ⑥固定資産税を納付したことを示す書類（領収書又は通帳の写し納税証明書のいずれかひとつ）
※ スマホ決済における納付については、決済完了画面を印刷してください。
- ⑦前年度の交付決定通知書（初回は除く）

6 申込方法

豊明市役所都市計画課（本館2階）へ必要書類を直接提出してください。

7 その他

予算の範囲内で受付を行いますので、申請前に予算の有無についてご確認ください。

問合せ先 : 都市計画課 開発建築係 電話0562-92-1114



「豊明市多世代同居・近居等に係る固定資産税相当額一部補助金」
受け取りまでの流れ

(同居の場合)

親や祖父母、子や孫と同居するために、
新たに住宅を取得する



住民票を同じ住所地に移動し、同居する



(近居の場合)

親や祖父母、子や孫と同じく市内に居住
するために、新たに住宅を取得する



住民票を市内に移動し、近居する



※2年目以降は以下の繰り返しです。

取得した住宅の次年度の固定資産税の納税通知書が届く



固定資産税を納付する



補助金交付申請書を提出する

12月20日までに



補助金交付決定



補助金交付決定書を受け取る



補助金交付請求書を提出する



豊明市より金融機関へ振込